

## 岐阜市市民農園開設支援事業実施要領

平成24年 8月20日決裁

平成24年 11月30日決裁

平成28年 12月 1日決裁

平成29年 3月24日決裁

平成29年 5月 1日決裁

令和元年 5月24日決裁

### (趣旨)

第1条 この要領は、岐阜市農林水産関係振興補助金交付要綱（平成11年3月25日決裁。以下「交付要綱」という。）別表に定める市民農園開設支援事業（以下「支援事業」という。）に係る補助金に関し、岐阜市補助金等交付規則(平成10年岐阜市規則第55号)及び交付要綱に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 この支援事業は、身近な農地を活用して農家、農業協同組合、企業・NPO等が開設する市民農園の整備費用に対して一部を補助することにより、市民需要が高い市民農園の早期の供給増を促すことを目的とする。

### (定義)

第3条 この要領において、市民農園とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（平成元年法律第58号）により開設する農園
- (2) 相当数の者を対象として定型的な条件でレクリエーションその他の営利以外の目的で継続して行われる農作業の用に供される農地

### (補助対象市民農園の要件)

第4条 補助対象となる市民農園は、次に掲げる条件を全て満たすものとする。

- (1) 一区画当たりの面積が15㎡以上であること。
- (2) 市街化区域の農地は農園面積が100㎡以上、それ以外の農地は農園面積が200㎡以上であること。ただし、土地の形状等により市長が認めた場合は、この限りでない。
- (3) 日照、排水等が農園に適していること。
- (4) 原則として公道に接していること。
- (5) 近隣の農地及び住民の迷惑となるおそれがないこと。
- (6) 5年以上農園の用に供することができること。
- (7) 利用者は、原則として市内に住所を有する者であること。

### (補助事業対象経費)

第5条 交付要綱別表市民農園開設支援事業に規定する市民農園の開設に要する経費は、次に掲げるものとする。

- (1) 整地費
- (2) 区画割費（通路を含む。）

- (3) 区画プレート設置費
- (4) 案内板設置費
- (5) 募集ちらし印刷費及び配布費
- (6) 上水道引込み工事費
- (7) 井戸設置工事費
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めた経費  
(補助金交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添付して提出するものとする。

- (1) 市民農園開設事業計画書（様式第1号）
- (2) 案内図（開設場所を示した地図等）
- (3) 施設配置図（区画割、施設の配置を示した平面図等）
- (4) 第5条各号に掲げる経費に係る見積書
- (5) 法第3条第3項の規定による特定農地貸付に関する承認書
- (6) 貸付規程
- (7) 土地の登記事項証明書
- (8) 申請者の住民票（法人にあっては、商業・法人登記事項証明書）
- (9) 農園面積が200㎡未満の場合においては農地台帳の写し
- (10) 共有での土地の申請者においては補助金の受取り代表者を明確にする同意書等  
(任意の様式で可とする)

2 補助金の交付申請は1農園1回、同一申請者は一年度で1回とする。  
(実績報告書)

第7条 補助事業が完了したときは、申請者は補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添付して提出するものとする。

- (1) 完成施設配置図（区画割及び施設の配置を示した平面図等）
- (2) 完成写真
- (3) 経費の支払を証する領収書の写し

2 実績報告書の提出期限は、補助事業完了後1か月を経過する日又は事業完了の日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までとする。

附 則

この要領は、平成24年8月20日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成24年11月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年 5 月 24 日から施行する。